

## 6月は『外国人雇用啓発月間』です

「ともに働き、ともに支える社会へ  
～外国人雇用はルールを守って適正に～」

働く



協力



確認



### 外国人労働者は増えています

経済社会の国際化や慢性的な人手不足を背景に、日本で働く外国人労働者は年々増加しています。令和7年10月末時点では、257万人を超え、昨年同月から約27万人増加し過去最多となりました。（うち愛媛県は15,925人）

### ルールを守った雇用管理が大切です

外国人労働者は地域経済や事業活動を支える大切な存在です。一方で、雇用ルールが十分に理解されていないことによるトラブルも見受けられます。正しい知識を身につけ、ルールを守った適正な雇用管理をお願いします。

### 事業主のみなさまへ（必ずご確認ください）

外国人労働者を雇い入れる際や離職した際には、在留資格『外交』『公用』『特別永住者』以外の外国人（留学生アルバイトも含む）について、氏名・在留資格等をハローワークへ届け出ていただく必要があります。

届出の際は在留カード番号の記載が必要となりますので、在留カード又は旅券（パスポート）等の提示を求め、確認をお願いします。

労働関係法令及び社会保険関係法令は国籍を問わずすべての労働者に適用されます。外国人労働者が安心して働ける職場環境づくりへのご協力をお願いいたします。

詳しくは、愛媛労働局ホームページやハローワークのパンフレットをご確認ください。

ご不明な点は、ハローワークまたは愛媛労働局までお問い合わせください。